

## 都道府県歯科医師会宛て通知から

◎歯科医師による新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査のための鼻咽頭拭い液の採取の実施について (4/27)

### 【現状における日本歯科医師会の基本的考え方】

- ・ 歯科医療機関で検体採取を行うものではない。
- ・ 国難ともいえる現況に鑑み、医療崩壊を防止するために、歯科医師会として何らかの協力をする事はやぶさかでない。
- ・ 多くの医師や看護師が軽症者の治療や管理等に専従できるようなサポートするもので、重症者に対する医療体制を守ることにつながるものとする。
- ・ PCR 検査体制の増強に当たり、歯科医師の参画がどうしても必要な状況であれば、地域医師会などの要請の下に協力する。
- ・ 研修は厚生労働省が主体となり、学会等の協力の下に教材制作および実施体制を整備する。日本歯科医師会も E ラーニング研修実施等の協力に当たる。手技の実習等は、現場での対応も想定される。
- ・ ワークフロー、防御服の確保等の感染防御体制、研修、費用弁償などの概要が分かり次第、都道府県歯科医師会へ通知する。
- ・ 地域の事情で異なるが、病院歯科・口腔外科の歯科医師や、歯科麻酔医等がまずは対象となるのではないかと。それ以外の、歯科医師会会員の協力は、地域における医師会と歯科医師会、地域行政等との連携に基づく対応となる。

※上記の内容は、5/1 時点のもの。既に都道府県歯科医師会に送付している「地域外来・検査センター運営マニュアル」や、厚生労働省から発出予定の「Q&A」などもご覧いただきたい。

### ●「歯科医院で PCR 検査は受けられません！」

#### 国民に注意喚起

日本歯科医師会ではこのほど、国民向け HP のトップページに「ご注意ください 歯科医院で PCR 検査は受けられません！」と掲載し、歯科医師による PCR 検査協力についての正しい理解を促した。具体的には、報道されている「歯科医師による PCR 検査への協力」に関して、国民より「歯科医院で PCR 検査をできるのですか？」などの問い合わせがあることを踏まえ、「今回、国の PCR 検査体制の増強に向けて、特例的・時限的に認められることになりましたが、歯科医師が行える検体採取の場所は、“地域医師会等が運営する PCR 検査センターに限定”され、“歯科医院でできるということではありません”のでご注意ください」と理解を求めた。

<https://www.jda.or.jp/pdf/caution-pcr.pdf>

## 読売、毎日など新聞広告

日本歯科医師会では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、国民への適切な情報を発信するべく 5 月 1 日（金）付の読売新聞、毎日新聞、地方紙各紙（紙面及びデジタル紙面）に広告を掲出しました。

新聞広告はこちらから →  
(日本歯科医師会 HP 掲載)



都道府県歯科医師会宛ての各通知は、日歯 HP 内の「新型コロナウイルス感染症について」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルームに掲載



歯科医師向け

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会  
常務理事 小山茂幸  
本ニュースレターに関する問い合わせは、  
03-3262-9322（広報課）にご連絡ください